

新

旧

(P. 27)

(P. 27)

前川では、戦国時代、塩業が営まれていた。この塩は、小田原北条氏に納めていた重要な品だったことが古文書からうかがえる。また、漁獲の増加に伴い、鰯のたたきや塩辛が製造され、宿内の名物として知られていた。17世紀中頃には、相模湾で大量に獲れたイカを漬物屋の美濃屋吉兵衛が大量に買い取り、塩辛を製造するなど加工品も生み出された。

「小田原蒲鉾」は、小田原地方の沿岸漁業が盛んになり、漁獲高が著しく増加したため、魚商が鮮魚の売れ残りの処理や保存利用する方法として、全国各地で製造されていた蒲鉾を参考に小田原蒲鉾を製造したと伝えられている。明治時代に入ると交通の発達と共に販路を拡大したことで、蒲鉾の生産量が急激に増大していった。そこで、明治時代の中頃から、小田原のかまぼこ屋を取りまとめる同業者の会がつけられ、現在は「小田原蒲鉾協同組合」が小田原蒲鉾の発展に資する活動を行っている。

また、蒲鉾だけでなく干物製造、特にアジの干物についても江戸時代の頃から評価が高く、小田原の重要な水産加工品として、現在も変わらず製造されている。

前川では、戦国時代、塩業が営まれていた。この塩は、小田原北条氏に納めていた重要な品だったことが古文書からうかがえる。また、漁獲の増加に伴い、鰯のたたきや塩辛が製造され、宿内の名物として知られていた。17世紀中頃には、相模湾で大量に獲れたイカを漬物屋の美濃屋吉兵衛が大量に買い取り、塩辛を製造するなど加工品も生み出された。

「小田原蒲鉾」は、小田原地方の沿岸漁業が盛んになり、漁獲高が著しく増加したため、魚商が鮮魚の売れ残りの処理や保存利用する方法として、全国各地で製造されていた蒲鉾を参考に小田原蒲鉾を製造したと伝えられている。明治時代に入ると交通の発達と共に販路を拡大したことで、蒲鉾の生産量が急激に増大していった。そこで、明治時代の中頃から、小田原のかまぼこ屋を取りまとめる同業者の会がつけられ、現在は「小田原蒲鉾協同組合」が小田原蒲鉾の発展に資する活動を行っている。

また、蒲鉾だけでなく干物製造、特にアジの干物についても江戸時代の頃から評価が高く、小田原の重要な水産加工品として、現在も変わらず製造されている。



小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号



小田原ひもの協同組合と加盟企業の屋号



小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号



小田原ひもの協同組合と加盟企業の屋号

■新旧対照表

新		旧																											
(P. 137)		(P. 137)																											
<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>8. 国道 255 号電線地中化事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>神奈川県</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 22 年度～平成 29 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>栄町一丁目・栄町二丁目</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td> <p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p>  <p>●●● 電線類地中化工事</p> </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	8. 国道 255 号電線地中化事業	整備主体	神奈川県	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））	事業期間	平成 22 年度～平成 29 年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目	事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p>  <p>●●● 電線類地中化工事</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>8. 国道 255 号電線地中化事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>神奈川県</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 22 年度～平成 28 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>栄町一丁目・栄町二丁目</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td> <p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p>  <p>●●● 電線類地中化工事</p> </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	8. 国道 255 号電線地中化事業	整備主体	神奈川県	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））	事業期間	平成 22 年度～平成 28 年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目	事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p>  <p>●●● 電線類地中化工事</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	8. 国道 255 号電線地中化事業																												
整備主体	神奈川県																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））																												
事業期間	平成 22 年度～平成 29 年度																												
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目																												
事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p>  <p>●●● 電線類地中化工事</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
事業名	8. 国道 255 号電線地中化事業																												
整備主体	神奈川県																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））																												
事業期間	平成 22 年度～平成 28 年度																												
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目																												
事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p>  <p>●●● 電線類地中化工事</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。																												

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P. 139)</p> <p>ウ 歴史的風致の維持及び活用に関する事業</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>10. 祭礼等保存継承事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>保存団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 25 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>11. 歴史的風致形成建造物等活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>建物所有者・団体</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	10. 祭礼等保存継承事業	整備主体	保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	11. 歴史的風致形成建造物等活用事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P. 139)</p> <p>ウ 歴史的風致の維持及び活用に関する事業</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>10. 祭礼等保存継承事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>保存団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 25 年度～平成 27 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>11. 歴史的風致形成建造物等活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>建物所有者・団体</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	10. 祭礼等保存継承事業	整備主体	保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	11. 歴史的風致形成建造物等活用事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	10. 祭礼等保存継承事業																																																								
整備主体	保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	11. 歴史的風致形成建造物等活用事業																																																								
整備主体	建物所有者・団体																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	10. 祭礼等保存継承事業																																																								
整備主体	保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	11. 歴史的風致形成建造物等活用事業																																																								
整備主体	建物所有者・団体																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								

■新旧対照表

新		旧																																																							
(P. 140)		(P. 140)																																																							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業名</td><td>12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>任意団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>板橋地区・かまぼこ通り地区</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業名</td><td>13. 街かど博物館活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>建物所有者</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	整備主体	任意団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	13. 街かど博物館活用事業	整備主体	建物所有者	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業名</td><td>12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>任意団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 28 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>板橋地区・かまぼこ通り地区</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>事業名</td><td>13. 街かど博物館活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>建物所有者</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 23 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	整備主体	任意団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 28 年度	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	13. 街かど博物館活用事業	整備主体	建物所有者	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ																																																								
整備主体	任意団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区																																																								
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	13. 街かど博物館活用事業																																																								
整備主体	建物所有者																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ																																																								
整備主体	任意団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 28 年度																																																								
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区																																																								
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	13. 街かど博物館活用事業																																																								
整備主体	建物所有者																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								










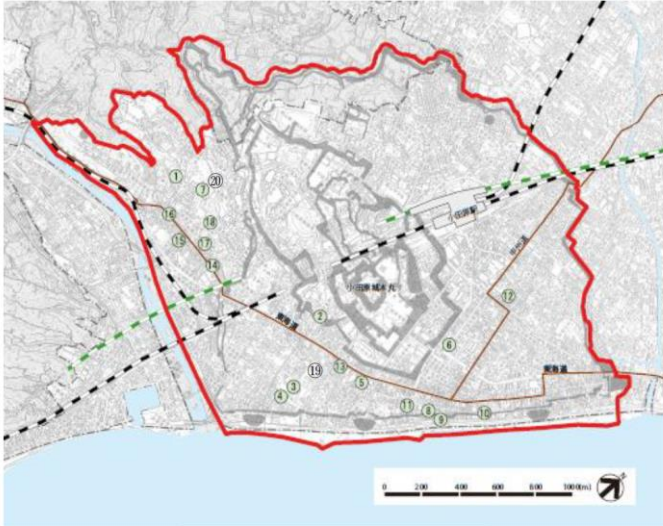
■新旧対照表

新						旧					
(P. 147) ●歴史的風致形成建造物候補一覧						(P. 147) ●歴史的風致形成建造物候補一覧					
番号	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者	番号	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
1	松永記念館 (別館・鳥楽亭除く)	 老樺荘	板橋 941-1 他	国登録有形文化財 (老樺荘・葉雨庵) 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：1 ※無住庵 (平成29年3月15日指定)	小田原市	1	松永記念館 (別館・鳥楽亭除く)	 老樺荘	板橋 941-1 他	国登録有形文化財 (老樺荘・葉雨庵) 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：1 ※無住庵を除く	小田原市
		 葉雨庵						 本館(右)、收藏庫(左)			
2	清閑亭		南町 1-5-73	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：2	小田原市	2	清閑亭		南町 1-5-73	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：2	小田原市

■新旧対照表

新						旧					
(P. 150)						(P. 150)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
16	旧内野醤油店	 店舗兼主屋（右）、 表塀（左）、新座敷（左奥）  店蔵  工場  穀蔵 ほか、文庫蔵、稲荷社	板橋 602 他	歴史的風致形成建造物 (平成 29 年 3 月 15 日指定) 指定番号：7	民間	16	内野家住宅		板橋	無	民間
17	津田家蔵		板橋	無	民間	17	津田家蔵		板橋	無	民間
18	古稀庵		板橋	無	民間	18	古稀庵		板橋	無	民間
						19	岡田家住宅	 主屋  茶室  庭園	南町 2-1-27	歴史的風致形成建造物 (平成 28 年 3 月 15 日指定) 指定番号：5	民間

■新旧対照表

新						旧					
(P. 151)						(P. 151)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
19	岡田家住宅	 主屋  茶室  庭園	南町 2-1-27	歴史的風致形成建造物 (平成 28年3月15日指定) 指定番号: 5	民間	20	皆春荘	 主屋  門  庭園	板橋 852	歴史的風致形成建造物 (平成 28年3月15日指定) 指定番号: 6	民間
20	皆春荘	 主屋  門  庭園	板橋 852	歴史的風致形成建造物 (平成 28年3月15日指定) 指定番号: 6	民間	 <p>歴史的風致形成建造物候補の位置図</p>					

■新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="134 252 548 287">(P. 152) ※以降1ページずれる</p>  <p data-bbox="392 949 694 981">歴史的風致形成建造物候補の位置図</p>	<p data-bbox="1097 252 1332 287">(一) ページ追加</p>